

諮問番号：令和元年度諮問第3号

答申番号：令和元年度川行審答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

処分庁が行った審査請求人に対する保育所等利用調整結果決定処分を取り消す、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件通知書の保留理由欄に記載された川崎市ホームページをみても、人数の掲載があるだけで、ランクや指数などの情報は掲載されていない。入所承諾となった児童と本件児童とが同じランク・指数・項目点となっている保育所があり、本件処分の理由を聞くと、所得によるものだと言われた。

イ 利用調整基準について、別表第3においても入所判定が困難な場合は、「養育している子どもが3人以上の世帯」「所得状況のより低い世帯」の順に内定するとされているが、具体的な結果が提示してもらえない。具体的な根拠が提示されないと公正な判断がなされているのか判断できない。

ウ 本件処分は、いかなる具体的理由で保育所等の利用が保留となったのかが明らかでない。

エ 本件児童は保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず、保育所等の利用を保留にされると、保育所を利用する権利を侵害され、保育所の利用を承諾された児童との間に著しい不平等が生じる。また、審査請求人らも、保育所を利用できないことで就労が困難になり、職場での立場がどうなるかわからず、生活も困窮する。

オ 兄弟の有無、親の収入で保育所等を利用する権利に差をつけることは差別であり、不平等が生じていると言わざるを得ない。そもそも、開示できない内容を判断材料にしていることが市政・区政としてどうなのか。これに対して、どう考えているのか。

カ 自宅近くの保育園では、子どもを預けた後長い時間見ている保護者や、祖父祖母が迎えにくる場面等を度々目にする。本当に保育が必要な方、それもランク・指数・項目点が審査請求人らと同じ方が入所しているのであれば、このような様子を度々目にするとは考えられない。利用者の現況調査・確認がきちんとされているのか、確認を求める。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分が行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び第8条第1項本文に違反するか

(ア) 本件のような保育所等利用調整結果決定処分にあつては、他の申込者との比較に基づく利用調整が行われるので、プライバシー保護への配慮が必要とされるとともに、一時に大量の処分が行われ、処分時点で詳細な理由を記載することが困難であるため、処分理由の提示としては一定の抽象化した内容とならざるを得ないという性質上の特徴があると言える。

より保育の必要性が高いと認められる児童がいることから、本件児童は内定とならず利用保留となった。これらの結果について、川崎市保育所等の利用調整実施要綱（平成26年9月29日制定。以下「要綱」という。）第8条に基づき本件通知書により審査請求人に通知している。本件児童のランク・指数等については、本件通知書の保留理由欄にも明示している。

より具体的な内容については、川崎市公式ウェブサイト上に掲載し、処分庁の窓口で説明するなどの方法によることも考えられるが、具体的結果について示すことは所得状況など他の申込者のプライバシーに影響するため難しい。

本件処分理由の記載は、一定の抽象化した内容になっているものの、いかなる事実関係に基づき、いかなる審査基準を適用して処分がなされたか、その記載自体から了知し得るものと言える。また、処分理由提示の趣旨である、恣意抑制機能及び不服申立便宜機能にも合致すると言える。

(イ) 本件処分の理由の記載には、本件処分とは関係のない不要な記載（受入れ枠がなかった場合の保留及びきょうだい加点）があるが、本

件余事記載が含まれていたとしても、「本件保留理由欄の記載」の全体から読み取れる内容としては、実際の本件処分の理由と相違しているものになっているとは言えないし、本件処分の理由が曖昧で不明なものになっているとも言えないと解される。

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に違反しているか
（ア）児童福祉法第24条は、保育所等の受入れ可能児童数を上回る見込みがある場合に調整を行い、その結果として、保育を必要とする児童について保育所等の利用が認められない事態が生じることをあらかじめ想定している。

（イ）利用調整基準の妥当性について、審査請求人らは、兄姉の有無、親の収入で保育所等を利用する権利に差をつけることは、差別であり、不平等が生じている旨を主張している。

きょうだい加点は、国の通知でも優先利用の例として示され、保護者の負担を考慮したものである。所得状況のより低い世帯を優先させる措置については、保育所等が児童福祉施設であり、保育料の点で認可外保育施設等の利用など保育の代替手段がより困難な世帯に対して考慮するものである。これらの理由は不合理なものではない。これらに該当することで直ちに優遇されるものではなく、あくまで同点となった場合等での取扱いであることから、妥当性に欠けるものではない。

また、利用調整基準がパブリックコメント手続を行い、その前後には市議会常任委員会に報告し、質疑や意見要望も受けて制定しているものであり、その他の内容についても妥当性を欠くところは特段見当たらない。

（ウ）本件では、利用調整基準に従い、利用調整が適正に行われているものと認められる。

ウ 利用者の現況調査・確認がきちんとされているのか

審査請求人らの主張の趣旨が判然としないが、法に基づく審査請求では、処分が違法又は不当に行われたかを審理するものであり、保育所等の施設の利用者に係る現況調査・確認が適正になされているかの確認を審査請求の裁決において求めることはできないと解すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

上記第2 2(2)と同様

第4 調査審議の経過

令和元年11月13日 諮問の受付

同年12月 5日 第1回審議

令和2年 1月 9日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

(1) 本件処分が行政手続法第5条及び第8条第1項本文に違反するか

ア 行政手続法第5条

川崎市では、保育の実施等に当たり必要な事項を定めた要綱を制定し、その中で利用調整基準を具体的に定めており、川崎市公式ウェブサイトで公開される等、利用調整基準は公にされているものと認められることから、審査基準を定める行政手続法第5条に違反する事実は見当たらない。

イ 行政手続法第8条第1項本文

行政手続法第8条第1項本文の規定の趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与えることにあり、どの程度の理由を提示すべきかは、申請及び処分の性質及び内容等を総合考慮して決定すべきであるとされている。

この点、審査請求人は、本件審査請求の理由として、「別表第3においても同点となった場合の取扱い」を適用した具体的結果が示されないことを挙げているが、この取扱いは、利用調整基準を適用しても同ランク同指数となり、さらに項目点も同点の場合に「養育している子どもが3人以上の世帯」、「所得状況のより低い世帯」の順に内定とするものであり、その具体的結果は、プライバシーにわたる具体的事情の比較に基づくものであることから、本件通知書に記載することは、処分庁にとって相当な困難を伴うものと考えられる。

また、利用調整は、一時に大量の処分を行わなければならない、処分時点で、詳細な理由を記載することは相当な困難を伴うものと考えられる。

そうすると、利用調整結果決定処分の理由の提示は、その性質上、一定の抽象化した内容となることはやむを得ないものである。

一方で、その内容が理由の提示として不十分であれば、行政手続法第8条第1項本文の規定に違反する疑いが出てくるが、本件保留理由欄の記載は、いかなる事実関係についていかなる審査基準を適用して当該処分を行ったのかについて、その記載自体から了知し得る程度の記載内容と言えることに加えて、審査請求人が実体的な理由も本件審査請求の理由として掲げていることを踏まえると、上記同項本文の規定の趣旨に違反しているとは言えない。

そのため、本件保留理由欄の記載について、一定の抽象化した内容となっているが、本件処分における理由の提示として不十分なものとは言えない。

さらに、本件保留理由欄の記載には、本件処分の理由の提示としては不要な記載があるが、当該記載が含まれていたとしても、本件保留理由欄の記載の全体から読み取れる内容としては、実際の本件処分の理由と相違しているものになっているとは言えないし、本件処分の理由が曖昧で不明なものになっているとも言えない。

以上のことから、本件処分は、行政手続法第8条第1項本文の規定に違反するとは言えない。

(2) 本件処分が児童福祉法第24条に違反するか

審査請求人は、本件児童は「保育の必要性の認定を受けているにもかかわらず、保育所等利用を保留にされると、保育所を利用する権利を侵害され、保育所の利用を可とされた児童との間に著しい不平等が生じる」こと等を主張している。

しかし、児童福祉法は、同法附則第73条第1項により読み替えられた第24条第3項において、当分の間、保育所等の利用について調整を行うこと等を定めていることを考えると、同条第1項の規定は、保育を必要とする全ての児童をいかなる場合においても保育所で保育することを義務付けているものではない。

そうすると、児童福祉法を理由として「保育を受ける権利」や「特定の希望する保育所等を利用する権利」が個別具体的に保障されているとは言い難く、利用調整結果決定処分が適正に行われ、その結果として、保育

所の利用の申込が承諾された児童と保留された児童との間に何らかの差異が生じたとしても、それは制度自体のやむを得ない結果と言わざるを得ない。

ただし、利用調整は、保育の実施に当たる当該市町村の合理的裁量に委ねられていることからすると、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと認められる場合は違法となり、裁量権の行使が不適切な場合は不当と評価されるものと解される。

この点、審査請求人は、「兄弟の有無、親の収入で保育所等を利用する権利に差をつけることは、差別であり、不平等が生じている」旨を主張している。

まず、きょうだい同時に利用を希望している場合の優先利用は、保護者の負担を考慮したものと解されることからすると、不合理なものとは言えず、きょうだい同時入所であるというだけで優遇されるものではなく、同ランク同指数となった場合の加点であることを考えると、妥当性を欠くところはないと考えられる。

次に、所得のより低い世帯を優先させる措置は、保育所等は児童福祉施設であり、保育の代替手段がより困難な世帯に対する考慮も必要であることからすると、不合理なものとは言えず、同一ランク・指数・項目点で並んだ場合の最終段階での優先措置であることを考えると、妥当性を欠くところはないと考えられる。

また、利用調整については、その方法及び利用調整基準が必要な手続を経て要綱として明文化されており、その内容に妥当性を欠くところは特段見当たらず、本件では、この利用調整基準に基づき利用調整が適正に行われたと言える。

さらに、川崎市では、保育を必要とする児童に対する多様な保育施策が実施されており、本件処分によって本件児童が何らの保育サービスも受けられないまま放置され続けるものとは言い難く、利用調整の結果、利用保留となったことをもって、違法又は不当であるとは言えない。

以上のことから、本件処分が児童福祉法第24条に違反しているものとは言えない。

(3) 利用者の現況調査・確認が適切になされているか

審査請求人は、保育所の利用者に係る現況調査・確認（以下「現況調査・確認」という。）がきちんとされているのか確認を求める旨を主張するが、法に基づく審査請求は、処分が違法又は不当に行われたかを審理するものであり、現況調査・確認が適正になされているかの確認を審査請求の裁

決において求めることはできない。

また、上記主張について、現況調査・確認が適正になされているか疑義があり、そのような状況の中で行われた本件処分は違法又は不当であり、その取消しを求める趣旨とも解釈できるが、川崎市では、法令の規定に基づき、保育所等の施設の利用者から年1回、利用状況届を提出させており、現況調査・確認が制度として実施されていると言える。

したがって、現況調査・確認が適正に行われていないとする審査請求人の主張には理由がない。

(4) その他

上記で検討した事項以外に、本件処分に違法又は不当の理由となる点は認められない。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長） 安 富 潔

委員 高 柳 馨

委員 葭 葉 裕 子